

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年4月18日 02時00分ごろ
発生場所	富山県氷見市宇波漁港東南東方沖 宇波港東防波堤灯台から真方位103°360m付近 （概位 北緯36°54.6′ 東経137°01.6′）
事故の概要	漁船第三昭栄丸は、定置網に着けた状態で漁獲作業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三昭栄丸、0.9トン TY3-4850（漁船登録番号）、個人所有 6.75m(Lr)×2.30m×0.65m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成29年4月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月7日 免許証交付日 令和元年8月8日 （令和6年10月6日まで有効） 甲板員A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年3月15日 免許証交付日 平成29年8月3日 （令和5年3月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、令和2年4月18日01時40分ごろ宇波漁港を出港し、宇波漁港東南東方沖に設置された小型定置網（以下「本件定置

網」という。)のモッタ網と称する網に入った魚を捕獲する目的で、左舷側からモッタ網を揚網する態勢とし、モッタ網と中網の間付近に係留した。

本船は、船長が、作業灯を点灯させ、甲板員2人と協力してモッタ網を左舷側から引き寄せて船内に揚網していき、モッタ網先端部の袋網を海中に残した状態とし、縛ってあった袋網の先端部を解き、甲板員Aが左舷中央部の船尾側舷縁に腰を掛けた姿勢で左手で袋網先端の開口部を、甲板員Bが左舷中央部の船首側舷縁に腰を掛けた姿勢で右手で袋網先端の開口部を、それぞれが持って広げた。(図1 参照)

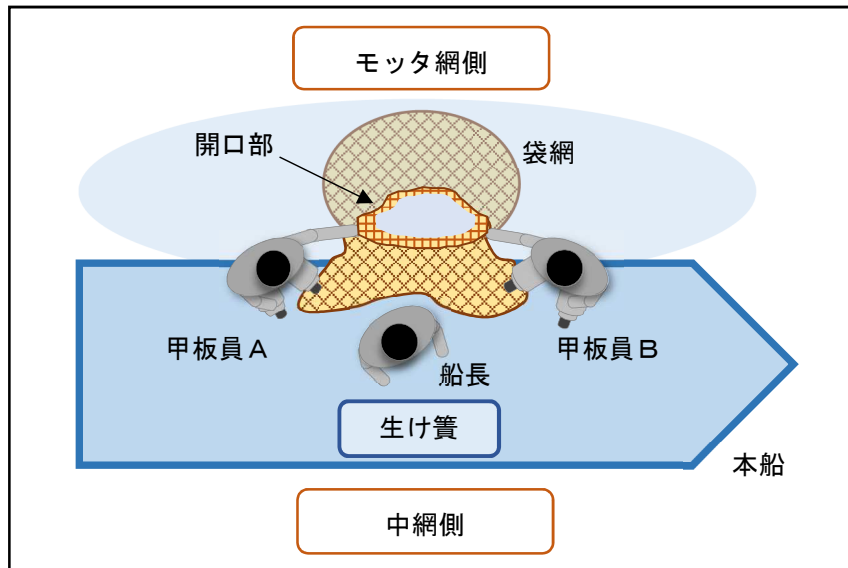


図1 甲板員Aが袋網を左手で持っていた状況

船長は、甲板員Aと甲板員Bとの間に立ち、魚をたも網で開口部から取り込み始め、たも網ですくっては右舷側に設置した生け簀に移す作業を繰り返していたところ、02時00分ごろドボンという音を聞き、すぐに左舷側の方に振り返り、甲板員Aが落水したことに気づいた。

船長は、すぐに左舷方の海上に浮いていた甲板員Aの脇を抱えて沈んでいかにないように支え、02時10分ごろ甲板員Bと協力して意識のない状態の甲板員Aを船上に引き上げた。

船長は、甲板員Aを急いで宇波漁港に搬送し、02時20分ごろ119番通報した。

甲板員Aは、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺水と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)

その他の事項

モッタ網は、長さが約18.0m、幅が約4.0mで、その内、袋網の長さが約2.8m、幅が約2.4mであった。

甲板員Aは、帽子、合羽上下、ゴム手袋、長靴を着用し、救命胴衣は着用していなかった。

	<p>甲板員Aは、本事故の当日、体調不良などを訴えておらず、ふだんと変わらない様子であった。</p> <p>甲板員Aは、泳ぐことができた。</p> <p>船長及び甲板員Bは、甲板員Aが落水するところを目撃していなかったが、落水直後の甲板員Aに気付いた際、声を出すことも身体を動かすこともしていなかったため、何らかの理由で意識を失って落水したのではないかと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員Aは、本船が宇波漁港東南東方沖の本件定置網に着けた状態で漁獲作業中、左舷中央部の船尾側舷縁に腰を掛けた姿勢で左手で袋網先端の開口部を持っていた際、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、落水直後に声を出すことも身体を動かすこともしていなかったことから、落水する前若しくは落水した後に意識を失った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が宇波漁港東南東方沖の本件定置網に着けた状態で漁獲作業中、甲板員Aが落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業を行う場合は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

